

## 情報通信機器を利用した法制審議会への出席について

法制審議会令（昭和24年政令第134号）第9条の規定に基づき、情報通信機器を利用した法制審議会への出席に関し、次のとおり定める。

### 第1 情報通信機器を利用した法制審議会への出席

- 1 議長を除く委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、交通、健康又は業務上の事情により会場に参集することが困難であることその他の正当な理由があり、相当であると議長が認めるときは、情報通信機器（映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 委員が情報通信機器を利用する方法によって会議に出席した場合において、当該会議の開始後に、映像又は音声の送受信が途切れた場合であっても、適時意見表明が相互に可能な状態にあると議長が認めるときは、当該委員は、当該会議に出席しているものとみなす。
- 3 幹事並びに法制審議会議事規則第5条第1項及び第2項に定める者は、相当であると議長が認めるときは、情報通信機器を利用して会議に出席することができる。

### 第2 情報通信機器を利用した出席に関する留意事項

情報通信機器を利用して会議に出席する者は、それ以外の者に会議を視聴させてはならない。

### 第3 部会への準用

法制審議会令第6条第1項により置かれた部会への出席については、第1及び第2の規定を準用する。この場合において、第1の3の規定中「幹事並びに法制審議会議事規則第5条第1項及び第2項に定める者」とあるのは、「幹事並びに法制審議会議事規則第5条第1項及び第2項並びに第7条第2項に定める者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この決定は、令和2年10月29日から施行する。